

令和6年度「ぶらり丹波路・駅から周遊観光モニターツアー事業」委託業務仕様書

1 委託業務名

令和6年度「ぶらり丹波路・駅から周遊観光モニターツアー事業」委託業務

2 業務目的

大阪・関西万博の開催を見据え、二次交通に課題を抱える丹波地域において、魅力ある周遊観光コースの造成や観光コンテンツの磨き上げを図っていくため、丹波地域の観光資源、ひょうごフィールドパビリオン等をバスで巡る着地型周遊観光モニターツアーを試行的に実施する。

3 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務内容

本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、この事業の目的及び以下の事項を踏まえ、丹波地域の観光資源、ひょうごフィールドパビリオン等をバスで巡る魅力ある着地型モニターツアーを企画し、実施すること。

(1) 企画するモニターツアー、実施回数等

以下のモニターツアーを企画・実施すること。

- ① 丹波地域（丹波篠山市・丹波市）のJR主要駅を発着地とし、丹波地域内を周遊観光する日帰りバスツアーについて、10回程度実施すること。
- ② モニターツアー催行日は、契約履行期間中で効果的な日とすること。
- ③ 周遊コースは、テーマ性を持たせ、丹波地域の観光資源等を巡る魅力ある行程を企画すること。

なお、丹波地域のひょうごフィールドパビリオンコンテンツについて、1コースに1箇所以上取り入れること。

- ④ 周遊するコンテンツの受入人数を考慮した参加者数を設定し、その人数に応じたバスの規格により各ツアーを企画すること。

(2) 参加料等

- ① 参加者からのツアー代金は、モニターツアーとして出来る限り安価に設定し、別途委託者と協議すること。
- ② 集合場所までの旅費は参加者の負担とする。

(3) ツアーの広報、参加者募集

- ① 受託者は、チラシ作成、WEBサイト、SNS、その他独自のノウハウを活用した効果的な手段で参加者の募集を行うこと。
- ② チラシを作成した場合、作成後すみやかに委託者に電子データを納品すること。
- ③ チラシ等によるPRの際には、「兵庫丹波観光ネットワーク推進委員会」の事業であることを標記すること。
- ④ 広報の内容については、事前に委託者と協議すること。

(4) アンケート実施、報告

- ① モニターツアー開催時に参加者にアンケートを実施、結果を取りまとめて報告すること。
- ② モニターツアー催行中の写真を撮影し、参加人数等の情報と合わせて、写真等の画像データを委託者に提供すること。なお、写真等は、委託者のWEBサイト等でプロモーションにしようする可能性があるため、ツアー参加者募集時に予め了解を得ておくこと。
- ③ アンケート内容等は、事前に委託者と協議すること。
- ④ ツアー催行実績等を踏まえて、丹波地域における着地型周遊観光ツアーの今後の可能性、集客力のある周遊ルート等についての意見を付すこと。

5 業務実施体制

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ① 本業務の実施責任者を配置すること。
- ② 本業務に関する実施体制表を作成し、報告すること。
- ③ 催行にあたっては、訪問先等のツアー内容に精通したスタッフを乗車させ、ツアー参加者へのガイドを行うこと。
- ④ 参加者等からのクレームについては、誠意ある対応をとり、その対応の経過を速やかに委託者に報告すること。
- ⑤ 本業務にあたって第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

6 事業実績報告書の提出

次の業務成果品（データ）を提出すること。

- ① 事業実績報告書、記録写真 1部
- ② アンケート調査結果 1部

7 委託料の上限額

4, 180千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

8 委託料の支払い

委託者は、委託契約書に基づき、本業務に係る経費を支払うものとする。

9 留意事項等

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。また、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと
- (3) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと
- (4) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 委託契約の締結
 - ① 契約に関する事務は委託者で行う。
 - ② 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
 - ③ 契約条項は、委託者において示す。
 - ④ 契約の相手方となる事業者は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (6) 契約の解除
 - ① 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
 - ② 上記①により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (7) 委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査

を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

- (8) 受託者は、委託者が提供する画像を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きをおこなうこと。

また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。

- (9) 本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に双方協議のうえ決定する。なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

- (10) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

- (11) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。